

食安輸発0611第1号  
平成27年6月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産生鮮おぐらの検査命令免除対象輸出業者の削除)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年5月29日付け食安輸発0529第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮おぐらから基準値を超えるフルアジホップが検出されたことから、同通知の別表34について、下記の輸出業者を削除し、別紙のとおりとします。

記

JELFARM FRESH PRODUCE ENT.

<違反事例>

1. 品名：生鮮おぐら
2. 生産国：フィリピン
3. 輸出者：JELFARM FRESH PRODUCE ENT.
4. 検査結果：フルアジホップ 0.26 ppm（基準値：0.01 ppm）
5. 検疫所：成田空港検疫所(届出受付番号:第21029524890-1)
6. 輸入者：Wismettacフーズ 株式会社